

名古屋港の地球温暖化対策、大気汚染対策、放射線対策について / 震災の災害廃棄物の広域処理について



山口きよあき議員

名古屋港の環境問題について

—地球温暖化対策、大気汚染対策、放射線対策—

【山口議員】名古屋港の環境問題について、地球温暖化対策、大気汚染対策、放射線対策の3分野について、それぞれうかがいます。

臨港地区の二酸化炭素排出量の把握と地球温暖化対策はどうなったか

【山口議員】地球温暖化対策として温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減が大きな課題となっています。先日の議員総会では、名古屋港管理組合からの二酸化炭素排出量は大きく削減できたとの報告がありましたが、そのほとんどは曳船事業の民営化によるものとのことでした。名古屋港の曳船の数が減ったわけではありません。

単純な話ですが、管理組合からの排出量が削減されても、臨港地区全体からの排出量が減らなければ地球温暖化対策上は意味がありません。名古屋港の臨港地区は名古屋市及び愛知県下における産業活動の一大拠点です。それはまた二

酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの一大発生源ということでもあります。

そこでしょうか。名古屋港管理組合として、臨港地区の二酸化炭素排出量をどのように把握しているのか、また臨港地区全体の地球温暖化対策をどのように進めるのか、お答え下さい。

総量把握はできないが、組合としては5.2%の削減で目標を達成。今後も努力する

【企画調整室長】地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。平成22年度は、平成17年度比23.0%削減となり、ひき船事業の廃止によるものが大きいものの、それを除いても、5.2%の削減となっており、第2次実行計画の目標である5%を達成しています。

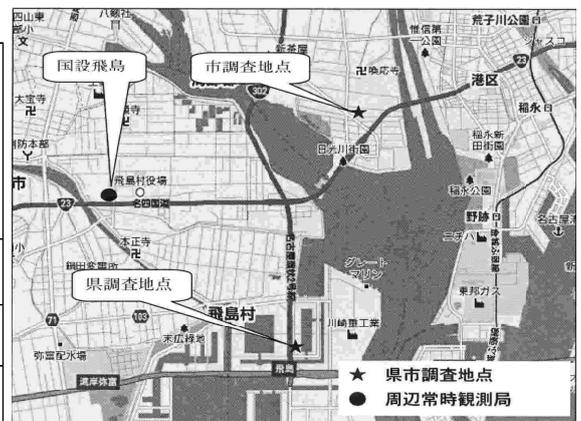
また、立地企業も、荷役機械の電動化や太陽光発電の導入など排出量削減の取組が行われています。

臨港地区の二酸化炭素の排出量は把握できないが、現在、国土交通省が港湾活動から発生する温室効果ガス削減のため、排出量の把握や対

名古屋港周辺の大气汚染観測車による測定結果

測定項目	2010年度				2011年度	基準値 (参考)	
	要望による測定地点		周辺の常時測定局		要望による測定地点		
	愛知県 (木場) 6/3~25	名古屋市 (南陽プール) 5/25~6/7 11/17~30	国設飛島 (国道23号) 12/6~28	元塩公園 (国道23号) 5/10~23 11/7~22	愛知県 (木場)		
二酸化炭素	期間 平均値	0.025	5月0.030 11月0.026	0.026	0.034	0.024	-
	日平均値 の最高値	0.035	5月0.055 11月0.039	0.045	0.056	0.04	
浮遊粒子状物質	期間 平均値	0.035	5月0.019 11月0.020	0.035	0.027	0.023	-
	日平均値 の最高値	0.062	5月0.045 11月0.047	0.077	0.075	0.039	

※ 常時測定局の日平均値の最高値は、年間の98%・2%除外値を記載。



策について検討しています。

今後とも、名古屋港からの二酸化炭素排出量の抑制に努めます。

大気汚染の測定結果はどうか、恒常的な測定を。臨港地区も環境に関する法律の対象地域とするよう国へ働きかけよ

【山口議員】臨港地区はまた、名古屋あおぞら裁判の被告企業が立地し、大型車両の通行量も多く、大気汚染によって少なくない公害患者を発生させたエリアです。その自覚をもって公害・環境問題に向き合う必要があります。名古屋港及びその周辺ではいまでも多くの人々が働き、暮らしています。

ところが国の大気汚染防止法では、臨港地区は大気汚染の規制区域外とされています。大気汚染対策をすすめていくうえでこの法律の規定は、この地域の実情にあわず時代遅れではないか、と私は過去にも質問してきました。また環境団体などからも国に対して同様の指摘がされ

てきました。

そうしたなかで名古屋港管理組合は一昨年、公害患者団体などの要望も受けて、臨港地区内の大気汚染について測定を始めたとうかがいました。

そこで質問です。臨港地区内での大気汚染の測定は、誰が、いつ、どこで、何を調べたのか、その結果とその後の推移はどうか。また測定は恒常的に行う必要があると考えるがどうですか。あわせて国に対し、臨港地区も大気汚染防止法の規制対象とするように管理組合としても働きかけるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

県や市が測定し、周辺と大差はない

【企画調整室長】大気汚染防止法に基づき愛知県県及び名古屋市が常時監視を行っていますが、臨港地区はその対象から除外されていますが、本組合の要望に基づき、平成22年6月及び昨年12月に、愛知県が飛島インター北側で窒素酸化

名古屋港における空間放射線量及び海水中の放射性物質の測定結果

1. 空間放射線量

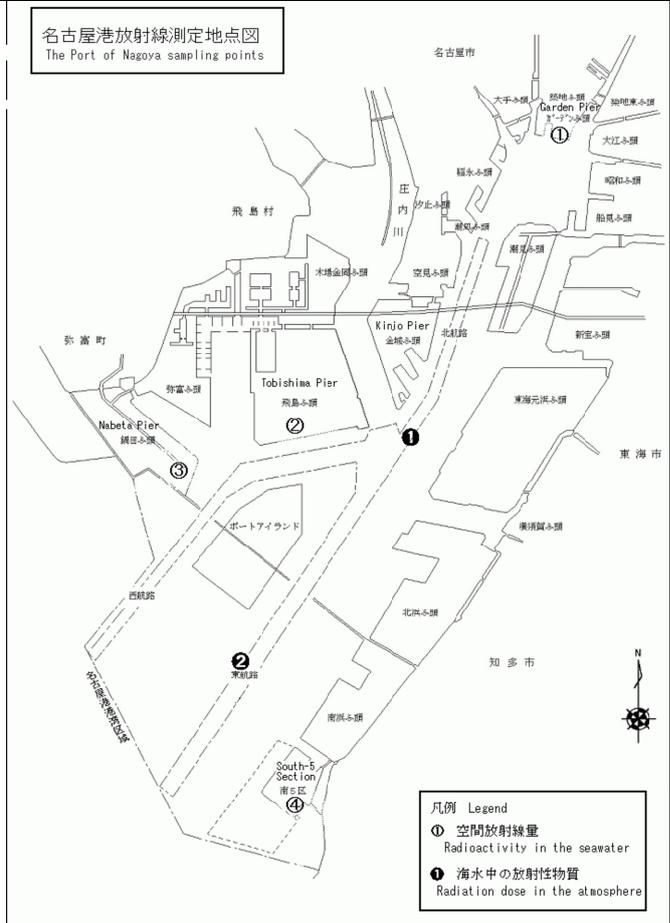
測定日	測定場所	空間放射線量 (μSv/h)
2011年5月19日	①ガーデンふ頭	0.07
	②飛島ふ頭	0.09
	③鍋田ふ頭	0.09
	④南5区	0.07
2012年5月8日	①ガーデンふ頭	0.06
	②飛島ふ頭	0.07
	③鍋田ふ頭	0.07
	④南5区	0.07

※ 東海三県における過去の平常値：0.035～0.11 μSv/h

2. 海水中の放射性物質

採取日	採取場所	放射性物質 (Bq/L)		
		ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
2011年5月16日	①金城ふ頭南側	不検出	不検出	不検出
	②高潮防波堤外側	不検出	不検出	不検出
2012年5月7日	①金城ふ頭南側	不検出	不検出	不検出
	②高潮防波堤外側	不検出	不検出	不検出

- ・測定は、専門業者に委託して実施。
- ・空間放射線量は、各ふ頭屋外の地表面から上方1mの範囲内を測定しているため、測定値は地表面や宇宙から放射される放射線の影響を受け、研究所等の観測施設が整った場所の計測値と異なる場合があります。

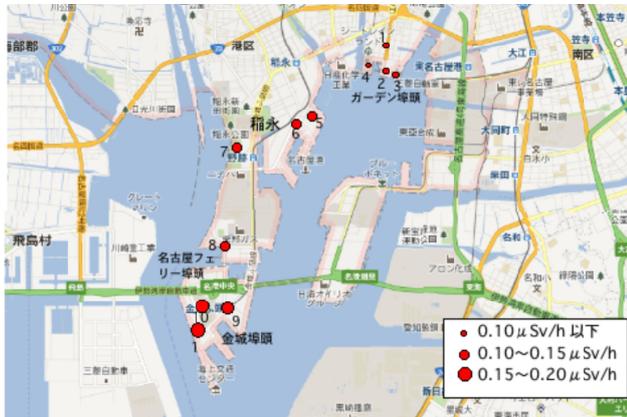


物や浮遊粒子状物質等について、移動大気観測車による測定を実施しています。

平成22年6月と11月、及び昨年(2010年)の5月と11月には、名古屋市が臨港地区隣接地の南陽プール駐車場で同様の測定を実施し、平成22年度の測定結果は、境境基準を達成している周辺の常時測定局と大差のない結果であり、平成23年度も大きな変化はなかったと聞いています。

今後とも適宜、愛知県及び名古屋市と大気観測について調整したい。港湾法に基づき、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図る。

名古屋港周辺の放射線量 2012年5月27日 非核名古屋港の会



非核名古屋港の会の放射線量測定調査結果 (単位は μSv/h)
2012年5月27日 天候：曇り 時間11:45~12:30

測定場所	最大値	最小値	平均値
1 地下鉄名古屋港3番出入口	0.064	0.052	0.0574
	0.093	0.08	0.0874
2 ポートビル入口	0.093	0.068	0.076
	0.091	0.08	0.0854
3 ガーデン埠頭岸壁	0.069	0.063	0.0658
	0.093	0.08	0.087
4 名古屋港水族館北館2F入口階段	0.064	0.058	0.0614
	0.075	0.068	0.0726
5 名古屋港労働者福祉センター(稲永)	0.12	0.09	0.1
	0.15	0.13	0.144
6 名古屋税関監視部稲永分庁舎	0.17	0.13	0.144
	0.11	0.08	0.096
7 ラムサル条約湿地藤前稲永ビジターセンター(野鳥センター)	0.14	0.12	0.128
	0.11	0.08	0.096
8 名古屋フェリー埠頭	0.13	0.09	0.102
	0.13	0.11	0.12
9 リニア・鉄道館(金城埠頭)	0.215	0.155	0.173
	0.197	0.119	0.1646
10 ポートメッセなごや(名古屋市国際展示場)	0.203	0.119	0.155
	0.203	0.155	0.1766
11 名古屋金城埠頭港湾労働者福祉センター	0.233	0.137	0.1898
	0.245	0.173	0.1982

$$0.2 \mu\text{Sv/h} \rightarrow 0.2 \mu \times 24 \times 365 / 1000 \text{mSv/年} = 0.2 \times 8.76 \text{mSv/年} = 1.752 \text{mSv/年}$$

現在の放射線量はどれくらいか、定期的な測定を求める

【山口議員】管理組合のホームページには名古屋港における放射線量の測定結果が公表されています。今年5月の測定結果、海水からは放射性物質は検出されず、ガーデンふ頭、飛島ふ頭、鍋田ふ頭及び南五区の4カ所での空間放射線量はおおむね一時間当たり0.06~0.07マイクロシーベルトでとくに問題はないとされています。

ところが先日、ある市民団体が名古屋港の放射線量を11カ所で測定した結果を公表しました。その結果をみると、ガーデンふ頭付近では管理組合の測定結果と同様の数値でしたが、金城ふ頭周辺地点では一時間当たり平均で0.15~0.

名古屋港における中古自動車等の放射線量の測定結果 —通報基準値(毎時5 μSv)を超える測定結果—

中古自動車等は放射線取扱基準がなく、2011年8月17日、港湾労働者(日本港運協会と全国港湾労働組合連合会等)で労働者の安全確保の観点から、「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題(中古自動車・建機等)に関する暫定確認書」を締結。それにより荷主責任において中古自動車等の全量測定を行っている。測定の結果、毎時5.0 μSv以上が検出された場合は、名古屋港運協会から報告を受ける体制をとっている。

測定日	場所 /測定値(μSv/時)	内容
2011年10月12日(水)	空見ふ頭モータープール /最大値 5.68 (ワイパー付近)	<ul style="list-style-type: none"> 10月12日、空見ふ頭において1台の中古自動車(乗用車)のワイパー周辺から当該放射線量が検出され、第一報が10月13日午前9時頃、本組合に入る。 国土交通省等の関係行政機関に連絡し、運送業者が引き取るについて確認。 10月17日午後1時30分に引き取りが完了した、との報告。
2011年10月5日(水)	潮見ふ頭モータープール /最大値 7.53 (ワイパー付近)	<ul style="list-style-type: none"> 10月5日、潮見ふ頭において1台の中古自動車(乗用車)のワイパー周辺から当該放射線量が検出され、第一報が同日午前10時頃本組合に入る。 国土交通省、文部科学省等の関係行政機関に連絡し、運送業者が引き取るについて確認。 10月6日午前11時に引き取りが完了した、との報告。
2011年9月7日(水)	金城ふ頭モータープール /最大値 10.5 (ワイパー付近)	<ul style="list-style-type: none"> 9月7日、金城ふ頭において1台の中古自動車(乗用車)のワイパー周辺から当該放射線量が検出され、第一報が9月8日午前11時頃本組合に入る。 国土交通省、文部科学省等の関係行政機関に連絡し、運送業者が引き取るについて確認。 9月10日午前9時に引き取りが完了した、との報告。

※なお、全国の港湾において、全量測定開始(2011年8月17日)以降10月末日までに、毎時5.0 μSv以上の放射線が検出された中古自動車は22台である。

19、最大値では0.24マイクロシーベルトという値が観測されました。

ガーデンふ頭周辺よりも一桁多いのです。一時間当たり0.2マイクロシーベルトは年間被ばく量では1.7ミリシーベルトに換算される数値とも言われており、気になる数値です。

金城ふ頭などで取り扱っている輸出用中古自動車の放射線量測定も継続されています。昨年の議会でもとりあげましたが、依然として放射線が検出される中古自動車がなくなっておりません。検査基準としている一時間当たり0.3マイクロシーベルトを超えた車が今年の1月から4月末までで237台見つかっています。

そこでしょうか。現在の名古屋港の放射線量についてどう認識しているのか。大勢の県民市民が集うエリアと位置づけられている金城ふ頭も含め、さらにきめ細かく、かつ定期的に測定する必要があると考えますがいかがでしょうか。

過去の平常値の範囲内。引き続き測定する

【企画調整室長】名古屋港内における空間放射

線量の測定は、昨年に引き続き、本年5月にも名古屋港願港地区内のガーデンふ頭、飛島ふ頭、鍋田ふ頭及び南5区の4地点で調査を行い、愛知県等が測定している過去の平常値の範囲内でした。

今後は、金城ふ頭においても測定したいと考え、引き続き、状況を勘案しながら、定期的な測定をします。

国に大気汚染防止法の関連規定の見直しを求めるべきではないか〈再質問〉

【山口議員】港湾法の第一条では「環境の保全」がうたわれています。

管理組合は、とくに法律にはない放射線量測定も行っています。金城ふ頭も測定するとので答弁でした。しっかりチェックしてください。地球温暖化ガスも国が港湾での排出量測定に向けて検討中だとの答弁でした。ところが大気汚染対策だけが抜けたままです。

港湾法第一条【目的】この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

全国港湾の中古自動車等放射線量検査 (0.3μSV/h以上の台数)

港湾名	2011年8月 (8/18~)	9月	10月	11月	12月	2012年 1月	2月	3月	4月
釧路			6					6	
小樽		5	4 (1)	10	14	4	5	18	22
苫小牧	4	18	4	4	2	3	1	5	
仙台塩釜		36	22	25	38	48	31 (1)	30	6
新潟		10 (1)	1	4		2	1	2	
伏木富山		10							
東京	42	47	24	15	27 (1)	33 (1)	29 (1)	39 (1)	20 (3)
横浜	114	222 (3)	239 (3)	240 (1)	219 (3)	187 (1)	147 (1)	156 (1)	122 (1)
川崎	41	201 (2)	534 (6)	757 (5)	6234 (5)	407 (2)	512 (7)	701 (1)	275 (2)
名古屋	18	101 (1)	150 (2)	97	92	57	72	79	29
大阪	9 (1)	6 (1)	4	2 (1)	6 (2)	2	2 (1)	1	
神戸	10 (1)	3	2	1 (1)		1	1	1	
博多	4	1	2	3	3	2		1	
計	242 (2)	660 (8)	992 (12)	1,158 (8)	1,025 (11)	746 (4)	801 (11)	1,039 (3)	474 (6)

※①数値は、中古自動車・中古建機の外航・内航の合計台数

②カッコ内は、5μSV/h以上の台数

2012年5月15日 マリタイムデーリーニュースより

港湾法に規定されている管理者＝自治体として環境保全の業務を全うするためにも、国に大気汚染防止法の関連規定の見直しを求めるべきではありませんか。副管理者に再度、答弁を求めます。

県・市が常時監視を行う。規制や指導の権限はないが環境施策に取り組んでいる。六大港湾協議会で意見交換したい

【専任副管理者】大気の汚染の状況につきましては、環境基本法の体系に基づく事務を所管する愛知県及び名古屋市が常時監視を行うこととなっており、本組合は、同法の体系に基づく規制や指導を行う権限はありませんが、これまでに、臨港緑地の整備を始め、飛島インター交差点改良による渋滞の緩和や風力発電施設の運転など、幅広く環境施策に取り組んでいます。

環境関連法令の見直しは、同格の体系の中で検討すべきものと考えますが、臨港地区の大気環境の測定につきましては、臨港地区を所管する港湾管理者として、六大港湾協議会において意見交換をしたいと考えております。

災害廃棄物の広域処理について

被災地の復興支援を連携して行うことは重要。国と東電の責任は重い。安全基準や地元同意は不可欠

【山口議員】次に、南五区が予定候補地の一つとされている震災廃棄物（いわゆる震災ガレキ）の広域処理について何点かうかがいます。

東日本大震災の被災地の復旧・復興のために自治体間の連携を強めて対応していくことは当然です。同時に、震災ガレキの放射線などへの強い不安が住民の間に存在しています。原発の事故さえなかったら、ガレキの広域処理がこんなに問題になることはなかったと思います。その点で、国と東京電力の責任は極めて重く、そのことを忘れたような顔をして、ガレキ処理の責任を自治体に転嫁するような姿勢がいちばん

の問題だ、とまずは指摘させていただきます。

さて管理者は、県知事として広域処理について、国に対し当然の疑問を質問や要請という形で何度もぶつけてきました。ところが、国から十分納得できる回答がないまま、と今年3月末になって突然、受け入れを表明されました。

現在は、県が国に発した疑問・質問を今度は名古屋港管理組合をふくむ各自治体が、知事に対して同様の疑問を投げかけ、明快な回答を求めている状態ではないでしょうか。

震災ガレキの広域処理の受け入れについては、独自の安全基準と地元同意の二つが必要なのは言うまでもありません。しかしいまだに県からは独自の安全基準も示されず、地元住民への説明会すら開かれないまま、各自治体も6月議会を迎えます。

名古屋港管理組合は南五区の地権者であり、当然、県から必要な説明を受けて、主体的に受け入れを判断する立場にありますが、我々にもいまだ十分な説明はありません。そういう段階であることを念頭に置きながら、以下、いくつか質問します。

受け入れはどのような判断基準で、誰が判断するのか

【山口議員】第一に、受け入れの判断は誰がするのか。という問題です。

南五区の地権者である名古屋港管理組合は、受け入れの可否を自主的・主体的に判断する立場にあると思いますが、どんな判断基準を持つのでしょうか。

その判断は執行部が、管理者だけで行うのでしょうか。また議会には同意を求めるとはでしょうか。お答え下さい。

復興支援が判断の基準。議会の同意や議決は不要。議会には説明している

【建設部長】東日本大震災への復興支援が判断の基準となります。このことにつきましては、地方自治法上も、議会の同意や議決をいただく案件ではございません。

3月定例議会での管理者の提案説明におきまして、災害廃棄物の受入れについて表明し、5月の議員総会でもご説明させていただいております。

今後引き続き、議員の皆様方のご理解とご支援をお願いいたします。

受け入れる震災ガレキ、不燃物ガレキの定義は。可燃物の受け入れを前提とした調査か、アスベストの飛散に関する認識は

【山口議員】第二に、何を受け入れるのか、です。被災地では震災ガレキの様相が変わってきています。処理を必要とするガレキの量も増えたり減ったりしています。できるだけ地元で処理したいという思いは、宮城でも岩手でも変わりませんが、広域処理の必要性は地域によってかなり差があると感じています。

そこでいま広域処理が必要とされる震災ガレキについて、管理組合はどう認識しているのか。とくに増えたとされる不燃物とはどんなものなのか。広域処理を依頼されているのは可燃物及び木くずのみと認識していますが、それによろしいですか。南五区では可燃物の受け入れのみを前提とした調査が行われていると理解してよいのですね。確認したい。

また震災ガレキの安全性に関しては、放射線だけでなくアスベストの飛散も問題とされていますが、どう認識しているのか。あわせてうかがいます。

推定総量は1,680万トン、広域処置必要量は247万トン。ガレキは県が調査検討を行う

【建設部長】環境省が公表しておりますデータによると、岩手・宮城県での本年5月21日現在の推定総量は1,680万トン、広域処置必要量は247万トンとなっています。

広域処理の対象となる災害廃棄物は、倒壊した家屋等から出た柱材や角材等を中心とする木くず、可燃物、不燃物です。

このうち、コンクリート殻等の不燃性廃棄物やアスベスト等について、幅広く愛知県が調査検討を行っている聞いてます。

被災地港湾でのガレキの現状はどうか

【山口議員】第三に、被災地のとくに港湾施設でのガレキについてです。

被災地では、多くの港湾施設が津波堆積物をはじめとする震災ガレキ置き場となっています。ところによっては埠頭など港湾施設の利用への障害になっていたり、水産加工施設の営業にも支障になったりしているとも聞きます。

港湾管理を担う自治体として、他人ごとではありません。なんとか支援したい。すでに名古屋港管理組合からも被災地港湾に職員を派遣すると聞いていますが、被災地港湾のガレキについての現状認識をお聞かせ下さい。

災害廃棄物の二次仮置場などになっている

【建設部長】国土交通省東北地方整備局を事務局としてまとめた「東北港湾の復旧・復興基本方針」によると、石巻港では、災害廃棄物の二次仮置場となっていますが、津波堆積物やコンクリート殻等の災害廃棄物の一部を埋立処分するため、護岸の整備を行う方針がたてられています。

その他の港湾（大船渡港、八戸港など）での市街地の円滑な復興を支援する一次・二次仮置場として利用されていますが、最終処分場や広域処理のための積み出し基地としての利用が検討されています。

県漁連の厳しい意見をどう受け止めるか

【山口議員】第四に、南五区は受入れ候補地としてふさわしいのか いくつか質して置きたいと思います。

一つ。南五区もふくめ臨海部への廃棄物の受け入れは、海洋汚染への不安がついてまわります。とくに愛知県漁連からは厳しい意見が出ています。名古屋港は、臨海部の埋め立てで、漁業権を放棄する苦渋の選択を漁民に強いてきたという歴史もあります。県漁連の厳しい意見をどう受け止めていますか。

地元関係者に説明し、理解を得ることが必要

【建設部長】 県漁連が今回の災害廃棄物の受入れに対して、厳しい判断をされていることは聞いています。しかし、県が、市街地から離れた場所に広大な用地がある等の理由から災害廃棄物受入れの候補地として選定したことを含め、県漁連を始め地元関係者に説明し、理解を得ていく必要があると考えます。

周辺住民の声をどう受け止めたのか、地元住民の同意が必要だ

【山口議員】 二つ。南五区は、市街地から離れた広大な用地とされています。しかし新舞子の住宅街との距離は数百mです。2000年の東海豪雨の際に、南五区は災害ゴミの仮置き場になりました。新舞子の住民からは、当時の悪臭などの苦い記憶がよみがえるという声が出ています。地権者として同意する前提条件は、新舞子など地元住民の同意だと考えますが、周辺住民の声をどう受け止め、地元の同意についてどう考えているのですか。

県が地元や関係者にしっかりと説明を行い、理解と協力を得て進める

【建設部長】 東海豪雨の災害廃棄物受入れの際に、地元において、悪臭、ハエの発生、自然発火があったことは聞いてます。事業主体である愛知県が、地元や関係者にしっかりと説明を行い、理解と協力を得て事業を進めていくものと考えております。

焼却施設の建設は必要なのか

【山口議員】 三つ。南五区の二工区に隣接して東邦ガスの巨大なLNGタンクがあり、しかも現在さらにタンクを増設中です。少なくとも焼却施設の建設には向いてないのではありませんか。

なお県の質問に対する国の回答では、焼却について、通常廃棄物と混ぜて燃やすことを当然の前提にした表現がほとんどで、ガレキのみを

新たに焼却する施設は想定されていないように読めます。可燃物の量と既存施設での受け入れが進み、いまから新たな焼却施設が必要なのか？との声も少なくありません。

十分な安全を保った施設の配置計画が策定される

【建設部長】 南5区Ⅱ工区の近隣の状況、消防法等の規程については、愛知県も把握しており、十分な安全を保った施設の配置計画が策定されるものと考えております。

遮水シートなどの構造からみても、不適切なのではないか

【山口議員】 四つ。南五区の二工区・三工区は、まだ愛知臨海環境整備センター（アセック）の産廃処分場です。二工区は1992年から廃棄物の埋立が始まり1999年に埋め立てが終了しました。しかし10年以上たってもいまだに処分場として廃止されていません。埋め立てた廃棄物からの浸出水のろ過処理が続いている、地下水の水質管理中だからです。

廃水処理した水は西側護岸からいまでも一日約600m³放流されています。

管理型処分場ですが、護岸や底面には厚さ3ミリの遮水シートが一枚、損傷防止用の保護シート（厚さ4ミリ）が一枚敷かれているだけです。環境省の「最終処分場に関わる技術上の基準」は1998年に改定され、遮水シートは二重とされました。衣浦の最終処分場などは二重になっていると思います。

ここは相当の重量となる焼却施設を建てるのに適した土地なのでしょうか。

また新たな廃棄物を受け入れる、放射線量の数値は問いませんがゼロではない震災廃棄物を受け入れるとしたら、セシウムは水に溶けやすいと言われています。水質管理上の不安が消えません。少なくとも新しい基準を満たす二重の遮水シートで覆うことが必要ではないでしょうか。

そのためにはすべてを掘り返さなければなり

ませんが、そんなことはできません。だったら、いまの処分場の構造のままでは受け入れは難しいではありませんか。

管理型の最終処分場として建設され、適切に管理されている

【建設部長】南5区廃棄物最終処分場は、管理型の最終処分場として適合するよう建設され、適切に管理されています。

新たに廃棄物を受け入れる場合は、県において、新たに受け入れる災害廃棄物に対応した最終処分場の施設計画の検討調査にあたって、安全面での対策をしっかりと進めていくと聞いています。

当初の土地売却計画はできるのか、土地が売れなくなるのではないか

【山口議員】五つ。管理組合が地権者だと指摘しましたが、南五区は産廃処分場の廃止手続きが完了すれば、もともと売却すべき土地のはずです。当初の計画ではいつごろ、いくらで、どこへ売却する計画だったのですか？あてもなく埋め立て事業を進めてきたわけではないですよ。

県は国に対して、最終処分場の跡地利用とそれを利用する県民の安全性の視点からの基準、を質問していますが、国の回答では、50cmの覆土を保った利用であれば特段の問題はない、としています。不安は払しょくされたのでしょ

《参考》
1. 南5区の概要
基本的事項

工区名称	II工区	免許取得日	昭和63年12月27日
埋立免許取得者	名古屋港管理組合		
埋立事業者	財団法人 愛知臨海環境整備センター		
使用開始	平成4年3月2日	埋立終了	平成11年3月31日
埋立地面積	234,451m ²	埋立量	1,947,525m ³
計画容量	1,960,000m ³	進捗率	%
現在の状態	埋立中 → 閉鎖 → 廃止 / 跡地利用中		
浸出水処理方法	原水→沈砂池→生物処理（接触酸化，硝化，脱窒素）→凝集沈殿（第1，第2）→再曝気→砂ろ過→活性炭吸着→中和→消毒→放流		
浸出水処理施設規模又は放流量	1,500m ³ /日 II工区暗渠排水→III工区内水→浸出水処理施設→放流		

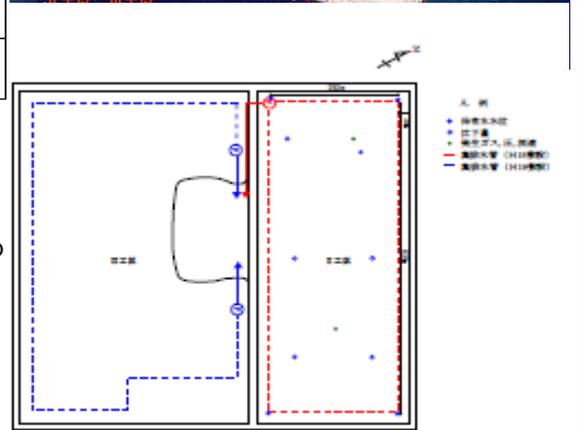
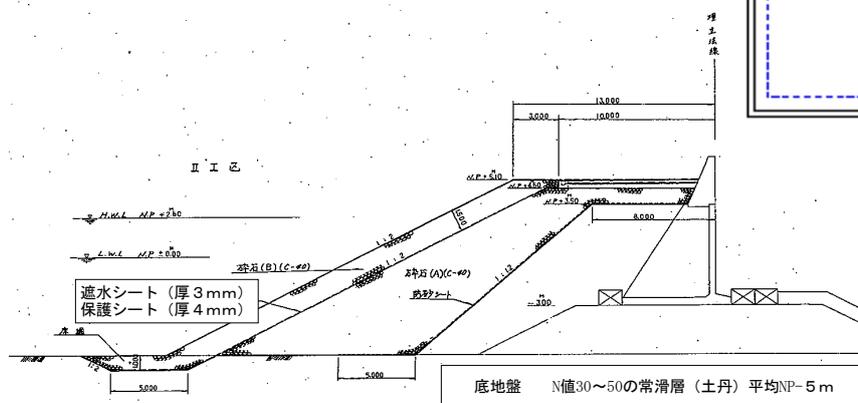


図5.4.2.3 モニタリング地点位置図

III工区 (A=3.2.6ha) については、平成22年に埋立終了している。

2 護岸断面

標準断面は下図のとおり。底地盤は平均NP-5m、埋立高さはNP+5.1m、NP+4.1高さまで廃棄物で埋め立てた後、厚1mの覆土をかぶせている。廃棄物の管理型護岸であるので、遮水シート（厚3mm）と損傷防止のための保護シート（厚4mm）が1層だけ施工されている。



II区、III区それぞれの外周に径40cmの有孔管をNP+1.2m高さに設置して管理水位をNP+1.4m高さで管理している。省令基準と覚書による上乘せ基準以下に排水処理したあと、西側護岸から公共水域に放流している。II・III区合算で約600m³/日を放流。



名港議会で質問する山口議員。手前が大村知事

うか。

ここでも国は、わざわざ、放射線物資の飛散がほとんどない地域においては、通常の一般廃棄物と混焼されることで更に（セシウム濃度が）低い値になる、と言っています。そうした焼却方法は今のところ県の想定にはありません。南五区は予定通り売却できる見通しがあるのですか。お答え下さい。

計画では最終処分場の手続きが完了次第、土地の評価額を基準として、売却価格の設定を行い公募で売却する

【建設部長】当初計画では、土地の売却は最終処分場の手続きが完了次第、土地の評価額を基準として、売却価格の設定を行い公募により売却を進めることを基本としている。

議会には説明するだけか、不燃物の受け入れが前提の調査をしているのか、地元自治体や住民や漁業関係団体の同意についての管理者の認識は〈再質問〉

【山口議員】震災廃棄物＝ガレキの広域処理について、管理者に三点再質問します。

いまの答弁では、（南五区でのガレキ処理の受け入れについて）議会の同意は必要ない、との答弁でしたがそれでいいのでしょうか。名古屋港管理組合としては、一切の予算措置も考えていないし、議会は理解と支援をお願いするだけの対象、議会は説明を受けるだけの存在、執行部だけで判断して進めますよ、とそういうこ

となんででしょうか？この点はもういちど確認しておきたい。これが第一点。

二点目。広域処理の対象となる災害廃棄物は、いまの答弁では、木くず、可燃物だけでなく、不燃物も含まれる、との答弁でした。これまで一般的に言われてきた説明と話がちがうのではありませんか？南五区の最終処分場には不燃物も受け入れる前提で調査が行われているのですか、管理者の立場で答弁をいただきたい。

5月の（広域処理）想定量の見直し後、広域処理の必要量は247万トン、そのうち不燃物は岩手県で7万トンから83万トンに増えました。なんで急にこんなに増えるんだろう。ところがこの不燃物について岩手県は、不燃物については県内処理、復興資材等としての再生利用の活路を見い出すことに努める」（環境省Hpより）と、広域処理でなくできるだけ地元で頑張ります、こういうふうに表明しています。新たに増えたとされる不燃物の大半は土砂であり、塩水をかぶった田畑の土だったりして、広域処理に適しているとは私には思えないのです。宮城県では逆に広域処理を要する不燃物は139万トンから39万トンへ100万トンも見直されているのです。このような不燃物を広域処理の対象として考えているのか、この受け入れを前提にした調査が南五区で行われているのか、港湾管理者としての答弁をいただきたい。

三つ目。答弁からは、南五区という臨海部での震災廃棄物の受け入れに対する地元住民や漁業関係者からの強い懸念や不安について、知ってる、というだけです。これでは管理組合としての認識が甘い、と言わざるを得ません。とくに漁業関係者と良好な信頼関係を維持することは、名古屋港の今後にとっても欠かせません。愛知県まかせにはできない問題です。

管理組合が地権者として南五区の使用を許可するためには、少なくとも知多市など地元自治体と地元住民の理解と同意が、及び漁業関係者をはじめとした関係団体の理解と同意があることが、その前提になると理解してよろしいですか？地元自治体の理解と同意なしには管理組合

は地権者としてゴーサインは出せないとは私と考えますが、大村管理者の認識をうかがいます。

受入れ基準を策定し、地元説明会を開催し、理解と協力を得て進めていく

【管理者（愛知県知事）】第一点の議会の同意は部長が答弁したとおりですが、いずれにしても今後とも議員はじめ県民・市民のみなさまに随時、説明し、理解と支援をお願いしたい。

二点目の不燃物を含めた調査も、建設部長の答弁のとおりです。

三点目、関係自治体、地元住民及び地元関係団体の理解、同意などについて、災害廃棄物の受け入れに際しては、愛知県が責任を持ち主体となって取り組んでいます。そのために、受入れ基準を策定し、地元説明会を開催するなど、地元や関係者等に丁寧の説明し、理解と協力を得て進めていくこととなっております。

なお震災ガレキの広域処理につきましては、国からの要請はもとより岩手・宮城両県及び両県の市町村からも強い要請が寄せられています。5月16日には岩手県議会の議長を先頭に、民主・自民・共産の超党派の県議のみなさんが協力の要請においでになりました。愛知の共産党のみなさんも東日本大震災の復興支援に後ろ向きということではなくて、ぜひ前向きにご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

被災地支援の思いは共有している、状況の変化を踏まえ冷静な判断が必要だ。上から押しつける態度だけはとらぬよう、十分な理解と同意を（意見）

【山口議員】広域処理へのニーズもいま変化してきています。岩手県のお話をされたが、広域処理をお願いするのはあくまで可燃物が中心で、広域処理は既存の焼却施設に余裕があればお願いしたい、わざわざ焼却炉までつくってくれとは言っていない、こういう話も聞いています。いまから焼却施設をつくるのが妥当かどうか、これはいまいちど冷静に判断する必要がある

「議会の同意不要」
名古屋港管理組合
県議と名古屋市議で構成される名古屋港管理組合の6月議会が11日開かれ、組合側は、所有する名古屋港南5区（知多市）に東日本大震災のがれきを受け入れ

る場合、議会の同意は不要との見解を示した。
一般質問で山口清明市議（共産）の質問に答えた。
山口市議は「組合は南5区

の地権者で、県から必要な説明を受けて主体的に判断する立場なのに、我々にも十分な説明がない」と批判。
受け入れについて、議会の同意を得る考えがあるのか
どうかをただした。
これに対し、組合側は「震災への復興支援が判断基準であり、地方自治法上も、議会の同意や議決をい

ただく案件ではない」と説明し、管理者の大村秀章知事ら執行部の判断で足りるとの考えを示した。
受け入れ基準や地元住民の同意に関しては、「事業
主体の県が、地元や関係者にしっかりと説明し、理解と協力を得て事業を進めていくと考えている」と述べるにとどまった。
◇ 同組合議会は11日、議長に久保田浩文氏（自民県議）、副議長に福田誠治氏（公明市議）を選出した。

ります。

南五区の産廃最終処分場としての性能についても不安が残ります。

不燃物については広域処理には適さないと現時点では言わざるを得ないのではないかと私は思います。詳しい調査はこれからだと思いますが、たとえば石巻港では、震災ガレキを護岸の埋立整備に活用する計画もあると先ほどの答弁

でも紹介されました。宮城県や岩手県大槌町などでは、ガレキも活用した「森の防波堤・防潮堤」をつくる、こういう計画も動き出しています。

防災と港湾機能の復旧・復興のために、震災ガレキを活用する。この可能性に、港湾行政に関わるものとしてもっと関心を寄せるべきです。何が何でも広域処理先にありき、ここで思考停止になってはいけません。

同時に管理者もおっしゃいましたが、私たちも十分に承知しています。被災地からの要請は切実です。そして県や自治体によっても要請内容は微妙に異なっています。私もとくに岩手県からの支援依頼、議長さんからの要請文を読ませていただきましたが本当に切実です。これは重く受け止めたいと思います。全国の港湾で働く労働者の組合などでも、安全性の確認を前提にして、船を使ってガレキを運搬しようというときは積極的に応えていこうと方針を立てていると聞きました。ところが漁業関係者をはじめ、海を使って運ぶなんてとんでもない、という声も出ているのです。

そういうなかで被災地の支援に何がふさわしいのか、しっかり考えなければいけないと思います。

広域処理を受け入れる時でも、知多市のみなさんをはじめ、漁業関係者のみなさんなどに安全・安心に関わる正確な情報提供を行ったうえで、十分な理解と同意を得ることが絶対条件です。管理者は説明すると繰り返しましたが、同意を得ていくことが大事なのです。その同意を見極めなければ、地権者としての判断はできません。管理者にはくれぐれも、私が決断したのだからあとは言うことを聞きなさい、と頭ごなしに上から結論を押しつける態度だけはとらぬよう、念押しさせていただきます。

河村市長のスタンスと同じか〈再々質問〉

【山口議員】最後に、ひとつだけうかがって終わりたい。名古屋市長も南五区での震災ガレキの受け入れについて、管理者と同じ見解、同じ

スタンスだと理解しておいてよろしいですね、このことだけ確認をして、私の質問を終わります。

現地の状況変化は承知している、安全・安心の基準をつくり地元の理解をえてガレキを処理していきたい。市長にも理解を得ている

【管理者（愛知県知事）】この件については私から河村市長にお話しをして理解を得ております。そのことは申し上げておきます。

岩手県の事情とかをお話いただきました。そういう意味で、現地の状況が確かにいろいろ動いていることも承知しておりますが、それにしても数百万トンに及ぶガレキを一日も早く処理することが現地の復興の支援にどうしても不可欠だということは変わらない事実だと思います。安全・安心のことを、基準をしっかりとつくりながら、地元の理解をいただきながらしっかりと進めていきたい、よろしく願いいたします。